

毎週火、金曜日発行（但休日、土曜日、日曜日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 米飯提供業者の登録
とう精業者の登録
- 家畜伝染病予防法によるひな白痢検査の実施
土地改良区の換地計画の認可
- 鳥取県行政組織規則に規定する知事の特命事項
- ◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委告示 昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号の一部改正
- ◇公告 理容師試験及び美容師試験の合格者

告示

鳥取県告示第四百十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
米振 第九六号	昭三九、五、一	由谷正太郎	米子ストア	米子市東町三八	住所に同じ
第九七号	〃	〃	〃	〃	〃
第九八号	〃	岡本幸枝	ぶたまん	角盤町三の一〇五	〃

第九九号	若田 定吉 若 松 軒	上後藤
第一〇〇号	岩宮 栄子 ふみきり 食堂	道笑町三
第一〇一号	江田 さき	境港市上道町一、七六一
第一〇二号	西村かつよ 港 屋 旅館	大正町八三
第一〇三号	米谷、絹枝 米 谷	朝日町一〇〇
倉振 第一七三号	二九 堂後 綾子 堂後 飲食店	東伯郡赤碓町大字赤碓一、〇九
鳥振 第一九六号	二一 芳尾二三子 鳥取栄養研究所	鳥取市片原五丁目二三三
第一九七号	揖 孝枝 常 天 旅館	東品治町二区五九B二九
第一九八号	山下 忍 竹 味	簸片原町三四
第一九九号	二九 揖 常吉 農協会館 食堂	東品治町一五四
八振 第七三号	六、一八 山下 敏子 新 路	八頭郡智頭町大字智頭一、五二
日振 第五八号	四、三〇 山本 エミ 八 千 代	日野郡日南町生山

鳥取県告示第四百十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条第一項の規定に基づき、次のとおりとう精業者の登録をしたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年七月三日 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名又は名称 住 所 営業所の所在地

倉振第一号 昭三九、五、二九 景井憲太郎 東伯郡赤碓町大字赤碓七三四 住所に同じ

鳥取県告示第四百十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十九年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及びこれと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応

別表	実施期日	実施区域	実施場所
七月	六月 六日	智頭町	各種鶏場巡回
七月	七日	若桜町	若桜町
七月	八日	若桜町	若桜町
七月	九日	河原町	河原町
七月	十日	船岡町	船岡町
七月	十一日	若桜町	若桜町
七月	十三日	智頭町	智頭町
七月	十四日	若桜町	若桜町
七月	十五日	若桜町	若桜町
七月	十七日	郡家町	郡家町

十八日	"	佐治村	"	十六日	岩美郡国府町
二十日	"	郡家町	"	十七日	鳥取市
二十一日	"	佐治村	"	十八日	"
二十二日	"	船岡町	"	二十一日	"
二十三日	"	"	"	二十二日	岩美郡岩美町
二十四日	"	河原町	"	"	"
二十五日	"	佐治村	"	二十三日	鳥取市
二十七日	"	河原町	"	二十四日	"
二十八日	"	智頭町	"	二十五日	"
二十九日	"	用瀬町	"	二十七日	岩美郡岩美町
三十日	"	智頭町	"	二十八日	気高郡鹿野町
三十一日	"	用瀬町	"	"	"
七日	"	鳥取市	"		
八日	"	"	"		
十三日	"	"	"		
十四日	"	"	"		
十五日	"	"	"		

鳥取県告示第四百十九号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項の規定に基づき、岩美郡福部村大字細川六六

三の五番地栗谷箭溪土地改良区から申請のあつた換地計画を昭和三十九年六月二十五日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和三十九年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十号

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)第八条企画室の項第二号に規定する知事の特命事項として次のとおり定めたので告示する。

昭和三十九年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取大学の整備促進に関すること。

別表第二

経験年数換算表

一 職員の経験年数換算表

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年七月三日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十六号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
職員及び準職員以外の者として本県に勤務した期間	職務の種類が類似しているもの	十割	
国家公務員(警察予備隊、保安隊及び自衛隊を含む。)の期間並びに公共企業体、他の地方公共団体、事業団、公庫、公団又は外国政府に勤務した期間	その他のもの	八割	部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合はこの限りでない。
民間における企業体、団体等に勤務した期間	直接関係があると認められるもの	十割	
	その他のもの	八割	
兵役期間(引き続き海外によく留されていた期間を含む。)	直接関係があると認められるもの	十割	
	その他のもの	八割	
学校又は学校に準ずる教育機関にお			
国立の学校、公立の学校又は講習所、私立学校法による学校及び各種学校の在学期間(中途退学の場合の在学期間を含む。)		十割	定時制の高校又は大学の夜間の学部等の在学期間については、同資格の学校の通常の課程における修業年限と定時制の高校又は大学の夜間の学部等の修業年限とを比較して得た期間とする。
正規の在学期間中に応召又は入営した期間		十割	
在学期間が休学等の理由により延長された期間		二割五分	

ける在学期間	線上げ卒業となつた場合の繰り上げられた期間	教育、医療、海軍、研究等の職務で直接関係があると認められるもの	その他のもの	換算率	備考
公務上の負傷又は疾病による休職の期間				十割	
刑事事件によつて起訴された場合の休職の期間				三割	無罪となつた場合においては十割とすることが出来る。
右以外の理由による休職並びに待命の期間				五割	
その他の期間(兵役期間以外の期間から引き続き海外によく留されていた期間を含む。)				二割五分	官公庁等及び民間における企業体、団体等に勤務中海外によく留された期間については、よく留前の経歴の換算率によることができる。 部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は「五割」とすることが出来る。
前各号に掲げる期間				三割	

注 一 この表は、第二条第一項第四号の規定により経験年数について職員及び準職員以外の職にあつた期間を換算することになつている者について適用する。ただし、休職、待命又は停職の期間の換算は、職員及び準職員として在職した期間についても適用する。

二 経歴が重複する場合においては、いずれか有利な経歴によるものとし、同一の月において二以上の経歴のある場合には、当該月の全期間を最も有利な経歴に属する月として扱ふものとする。

三 換算は、同一換算率の経歴の期間を合算した期間について月計算をもつて行ない、端数のある場合は、切り上げるものとする。

四 「勤務した期間」又は「期間」とは、常勤としての勤務期間をいい、非常勤としての勤務期間は含まない。

二 教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)適用職員の経験年数換算表

経歴の種類	換算率	備考
教員として勤務した期間	十割	時間講師、臨時的任用の期間その他直接教育に従事した一切の期間を含む。
研究所、試験場又は民間における企業体、団体等の技術者及び音楽、美術等芸術関係の従事者等で教科に直接関係のある期間	十割	
教育関係官公庁に勤務した期間	十割	臨時的任用の期間を含む。
生徒の実習に直接関係のある民間における企業体、団体等に勤務した期間	十割	実習助手の職に任用される者に限る。
前各号に掲げる期間以外の民間における企業体、団体等に勤務した期間	八割	

注 この表に掲げる基準にない取扱いについては、職員の経験年数換算表によるものとする。この場合において「二割五分」とあるのは「五割」とすることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年七月一日から適用する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第三号

昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号（職員の任用に関する規則に基く選考の基準について）の一部を次のように改正し、昭和三十九年七月一日から適用する。

昭和三十九年七月三日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

四 研究職選考基準中

二等級	
初級	中学卒
中級	高校卒
上級	短大卒
	大学卒
	一〇
	一三
	一六
	二〇
	三等級に七年以上在職

二等級	
初級	中学校
中級	高校卒
上級	短大卒
	大学卒
	一七
	一三
	一〇
	七
	三等級に四年以上在職

を

に改める。

公 告

昭和39年5月25日及び6月15日に実施した理容師試験及び美容師試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和39年7月3日

鳥取県知事 石 破 二 朗

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
1	栗田 修	2	浜田 雄大
3	荒木 文仁	5	石橋美佐子
6	加藤美代子	8	岩本 清美
9	田中 初子	10	田中 孝子
11	井上 淑子	12	佐々木敏子
13	山内 淳子	14	木下 和恵
15	下田 文枝	16	谷口きみ子
17	植嶋 弘子	18	清水 和子
19	平尾 繁樹	20	熊谷 幸子

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
21	尾崎かつ子	22	米田 美子
24	足立 静江	25	多田 孝行
28	中村 吉範	29	角 美千代
30	細田 和光	31	小林 輝代
33	岩上 清	35	平田 敏子
37	藤本 輝子	39	大友 晓子
40	北村千賀男	42	前田 豊彦
43	河本 一清		

19	中村ミヤ子	20	矢田八重子
21	横山ます子	22	安藤 幸代
23	高浜 茂子	24	中村, 定子
25	持永 輯	26	葉狩 要子
27	花房 弘美	28	木本 友恵
29	田中ゆり子	30	福本 珠恵
31	山田 和恵	32	塩川とみ子
33	本司 知子	34	山本 敏枝
36	榎田 洋子	37	石川 和子
38	丸本千穂子		